

令和元年度(平成30年度実施事業分)事務事業評価各課総括表・2次評価表

2次評価者

福祉部生活援護課

福祉部長 新村 隆

整理No.	事務事業名	3か 年実 施計 画	事業の評価・課題		今後の事業の方向性	
			自己 評価	評価内容	方向性	内容
16-002	被災世帯救助事業	なし	B	火災により家屋の全焼被害を受けた3世帯及び半焼被害を受けた1世帯に対して災害見舞金を、また、火災により死亡した方の遺族に対して弔慰金を遅滞なく支給することができた。	現状 維持	災害により被災した世帯に対し、生活の復旧に向けた当面の資金として災害見舞金を、また、災害により死亡した世帯の遺族に対し弔意を表すため、弔慰金を支給し、被災者の支援を行う。 ※本事業は災害に対して見舞金・弔慰金を支給する受動的な事業であるため、次年度以降は評価対象外とする。
16-004	生活困窮者自立支援事業	あり	B	●法改正(平成30年6月)において、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化が明記される中、当市では、それに先んじて同年度から新たに就労準備支援事業を開始し、法に定めるすべての支援メニューを提供できる体制を整えた。個々のケースにおいては、これら支援メニューを活用しつつ、関係機関等との連絡調整や支援方針の共有を継続的に実践し、状況に合わせた適切な相談支援を提供することができた。 ●徐々に制度の周知や関係機関等との連絡体制が強化されつつあることから、成果指標である「相談支援件数」や「住居確保給付金の給付件数」の増加につながった。生活困窮者の実数の把握は難しいものの、潜在的なニーズは高いと考えることから、引き続き、制度の周知と関係機関との連携強化等に努め、生活困窮者の早期発見と適切な相談支援を実施していく。	改善 推進	法に定めるすべての支援メニューが整ったことから、困窮状況に応じた必要な支援を結び付け、更なる自立の促進に努めていく。なお、法改正の中では、居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)が明記されているため、当市におけるニーズを見極めつつ、これらの制度設計を検討していく必要がある。また、困窮世帯の就労支援においては、認定就労訓練事業の利用斡旋が自立相談支援機関の責務とされることから、同事業の認定事業所を増やすとともに、必要に応じてその利用の促進に努めていく。
16-005	生活保護扶助事業	あり	B	生活困窮のため、最低限度の生活を維持できない人に対し、健康で文化的な生活保障をするとともに、その世帯の自立を支援した。ケースワーカー・就労支援員・ハローワークが連携した就労支援により、生活保護廃止世帯78件のうち20世帯を就労自立に導くことができた。就労自立が見込める世帯の割合が平成25年をピークに減少し続けているため、今後は要保護世帯の生活環境を整え、就労を阻害する課題解決を重点的に支援し、就労に至るまでの道筋を整えることに注力していく必要がある。 また、増大する医療扶助費の適正執行の観点から、頻回受診者調査を行ったところ、平成30年度は2名の頻回受診者が確認できたため、速やかに指導を行った。	現状 維持	関係機関と緊密な連携を図り、支援を要する生活困窮者の最低生活を保障するとともに、様々な課題を抱える要保護世帯それぞれに合った支援を充実させることで生活環境を整え、早期自立を目指す。 また、生活保護費の約5割を占める医療扶助については、頻回受診対象者の把握及び指導を行い、適正な扶助費の執行に努めていく。
課等長	1次評価(30年度の総括評価)					
B	当市における生活保護受給世帯数は、平成27年度をピークに減少傾向にある。年度ごとの延べ世帯数で比較すると、前年度ベースでは2%減(140世帯減)、平成27年度との比較においては8%減(549世帯減)となっている。受給世帯全体に占める世帯分類の比率についても変化が見られ、高齢者世帯は毎年1~3%増加している一方、就労支援対象の世帯はピークである平成25年度と比較すると約半分(28%→13%)になっている。早期に就労自立が可能な世帯が減少している現状を踏まえると、既存の就労支援だけでなく、課題を抱える世帯についても就労を開始できるよう、これまで以上に要保護世帯に寄り添い、就労に至るまでの準備段階から手厚い支援をしていくことが望ましいと考える。 平成30年度からこうした支援方法に順次シフトした結果、保護廃止には至らなかったものの、新たに35世帯(39人)が就労を開始することができた。今後は生活困窮者自立支援制度による就労支援を複合的に活用し、自立に向けた支援を継続させていく必要がある。					
部等長	2次評価(30年度の総括評価並びに今後の方針及び指示事項)					
B	生活困窮者自立相談支援事業において、平成30年度から就労準備支援事業を新たに開始し、法に定める任意事業をすべて実施することができた。当該事業の周知については、市役所や関係団体に広報チラシを配置し、潜在的な生活困窮世帯に対してPRを行っている。 こうした取組みの結果として、生活保護制度による面接件数及び開始件数は前年度に比べて減少した一方、当該事業による相談件数は増加(前年比35件増)した。生活再建に係る方法は多岐にわたり、生活困窮世帯が抱える問題も複雑化している中、生活保護制度等へのつながりも含めた複数の支援メニューを活用した当該事業の需要は今後も高まっていくものと考えられる。生活困窮世帯が相談する最初の窓口として、社会福祉協議会やハローワーク等の関係機関と連携を深め、今後も継続的な支援を実践していく。					